

つくばみらい市告示第 87号

つくばみらい市農地耕作条件改善事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 26 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市農地耕作条件改善事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市農地耕作条件改善事業補助金交付要綱（平成30年つくばみらい市告示第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「農林水産事務次官通知」の次に「。以下「実施要綱」という。」を加える。

第3条第1項ただし書中「人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める人・農地プランにおいて地域の中心と位置付けられている経営体」を「実施要綱第2の5に定める担い手」に改め、同条第2項中「中心経営体」を「担い手」に、「2つ以上の農用地であって、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに当たって支障のないものとして」を「一連の作業を継続するに当たって支障のない農地であって、次のいずれかに該当するものを」に改め、同項第1号から第5号までの規定中「農用地」を「農地」に改め、同条第3項中「第4条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に、「農用地」を「農地」に改める。

第5条第1項中「うえ」を「上、」に、「つくばみらい市農地耕作条件改善事業補助金補助金交付・不交付決定通知書」を「つくばみらい市農地耕作条件改善事業補助金交付・不交付決定通知書」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

番号	工種名	内容	条件	表土	補助単価
					全て自力施工
1	区画拡大	水路の変更を伴わないもの	高低差10cm超	有	18.0万円／10a
			高低差10cm以下	有	17.0万円／10a
			高低差10cm以下	無	5.0万円／1

			下		0 a
			畦畔撤去のみ	無	3. 5 万円 / 1 0 0 m
			緩傾斜化	無	7. 0 万円 / 1 0 a
		水路の変更を伴 うもの	高低差 1 0 cm 超	有	2 9. 5 万円 / 1 0 a
			高低差 1 0 cm 以 下	有	2 8. 5 万円 / 1 0 a
			高低差 1 0 cm 以 下	無	1 6. 5 万円 / 1 0 a
2	暗渠排水 (φ 5 0 ~ 6 0)	バックホウ工法	—	有	1 3. 5 万円 / 1 0 a
			—	無	1 2. 0 万円 / 1 0 a
		トレンチ工法	—	—	8. 5 万円 / 1 0 a
		掘削同時埋設工 法	—	—	7. 5 万円 / 1 0 a
		加算額	地下かんがい導 入の場合	—	+ 3. 0 万円 / 1 0 a を加算
			全延長の管径が 6 5 mm 以上の場 合	—	+ 2. 0 万円 / 1 0 a を加算
3	湧水処理 (φ 5 0 ~ 6 0)	バックホウ	—	有	1 4. 0 万円 / 1 0 0 m
			—	無	1 2. 5 万円 / 1 0 0 m
		加算額	全延長の管径が 6 5 mm 以上の場 合	—	+ 2. 0 万円 / 1 0 0 m を加算

4	末端畑地かんがい施設	散水設備（樹園地）	—	—	20.5万円／10a
		散水設備（普通畑）	—	—	13.0万円／10a
		ほ場外からの接続管	—	—	4.5万円／10m
		給水栓設置のみ	—	—	1.5万円／箇所
5	客土	—	—	—	17.5万円／10a
6	除礫	—	—	—	16.0万円／10a
7	更新整備	用水路	—	—	8.5万円／10m
		排水路	—	—	16.0万円／10m
		農作業道	—	—	8.0万円／10m
		畦畔	—	—	9.5万円／10m
		畦畔（加算額）	幅広畦畔の場合	—	+4.5万円／100mを加算
			購入土が必要な場合	—	+2.5万円／100mを加算
			幅広畦畔＋購入土が必要な場合	—	+4.0万円／100mを加算
			防草シートを設置する場合	—	+11.0万円／100mを加算
		排水口	—	—	3.0万円／箇所

8	畑作転換工	額縁排水工	—	—	1. 0万円／1 0a
		酸度調整	—	—	0. 5万円／1 0a
9	病虫害対策	反転耕	50cm以上	—	20. 5万円／ 10a
		混層耕	耕起深60cm以 上	—	1. 5万円／1 0a
		堆肥施用	—	—	1. 5万円／1 0a
		明渠排水	—	—	1. 0万円／1 0a

特記事項

- 補助額は、番号1から6まで、8及び9にあつては受益面積のうち1a未満、又は施工延長のうち10m未満を一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。
- 番号7にあつては、施工延長のうち10m未満を切り捨てて算出するものとする。
- 耕地復旧を行わない場合には、番号1にあつては受益面積10a当たり2. 5万円（施工延長100m当たり1. 0万円）を減算。番号2にあつては、受益面積10a当たり1. 5万円を減算。番号3にあつては、施工延長100m当たり1. 0万円を減算。
- 番号2に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10m以外となる場合には、次の式により受益面積（A）を割り引いて補助額を算出するものとする。

$$\text{補助額} = A \times 10 / L \times \text{補助単価}$$

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

番号	工種名	内容	条件	表土	補助単価
					全て自力施工
1	区画拡大	水路の変更を 伴わないもの	高低差10cm 超	有	21. 5万円／ 10a
			高低差10cm	有	20. 0万円／

			以下		1 0 a
			高低差 1 0 cm	無	6. 0 万円 / 1
			以下		0 a
			畦畔撤去のみ	無	4. 0 万円 / 1
					0 0 m
			緩傾斜化	無	8. 0 万円 / 1
					0 a
		水路の変更を伴うもの	高低差 1 0 cm 超	有	3 5. 0 万円 / 1
			高低差 1 0 cm 以下	有	3 4. 0 万円 / 1
			高低差 1 0 cm 以下	無	1 9. 5 万円 / 1
					0 a
2	暗渠排水 (φ 5 0 ~ 6 0)	バックホウ工法	—	有	1 6. 0 万円 / 1
			—	無	1 4. 0 万円 / 1
					0 a
		トレンチャ工法	—	—	1 0. 0 万円 / 1
					0 a
		掘削同時埋設工法	—	—	9. 0 万円 / 1
					0 a
		加算額	地下かんがい導入の場合	—	+ 3. 0 万円 / 1
			全延長の管径が 6 5 mm 以上の場合	—	+ 2. 0 万円 / 1
					0 a を加算
			外注 (有償) により実施設計を行う場合	—	+ 1. 5 万円 / 1
					0 a を加算
3	湧水処理 (φ 5 0 ~ 6 0)	バックホウ	—	有	1 6. 5 万円 / 1
					0 0 m

			—	無	15.0万円／ 100m
		加算額	全延長の管径 が65mm以上 の場合	—	+2.0万円／ 100mを加算
4	末端畑地かん がい施設	散水設備（樹 園地）	—	—	24.5万円／ 10a
		散水設備（普 通畑）	—	—	15.5万円／ 10a
		ほ場外からの 接続管	—	—	5.0万円／1 0m
		給水栓設置の み	—	—	1.5万円／箇 所
5	客土	—	—	—	21.0万円／ 10a
6	除礫	—	—	—	19.0万円／ 10a
7	更新整備	用水路	—	—	10.0万円／ 10m
		排水路	—	—	19.0万円／ 10m
		農作業道	—	—	9.5万円／1 0m
		畦畔	—	—	11.0万円／ 10m
		畦畔（加算額）	幅広畦畔の場 合	—	+4.5万円／ 100mを加算
			購入土が必要 な場合	—	+2.5万円／ 100mを加算
			幅広畦畔＋購 入土が必要な	—	+4.0万円／ 100mを加算

			場合		
			除草シートを 設置する場合	—	+ 1 1 . 0 万円 ／ 1 0 0 m を加 算
		排水口	—	—	3 . 5 万円／箇 所
8	畑作転換工	額縁排水工	—	—	1 . 0 万円／ 1 0 0 m
		酸度調整	—	—	0 . 5 万円／ 1 0 a

特記事項

- 1 補助額は、番号 1 から 6 まで及び 8 にあつては受益面積のうち 1 a 未満、又は施工延長のうち 1 0 m 未満を一筆の農地ごとに切り捨てて算出する。
- 2 番号 7 にあつては、施工延長のうち 1 0 m 未満を切り捨てて算出するものとする。
- 3 耕地復旧を行わない場合には、番号 1 にあつては受益面積 1 0 a 当たり 2 . 5 万円（施工延長 1 0 0 m 当たり 1 . 0 万円）を減算。番号 2 にあつては、受益面積 1 0 a 当たり 1 . 5 万円を減算。番号 3 にあつては、施工延長 1 0 0 m 当たり 1 . 0 万円を減算。
- 4 番号 2 に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が 1 0 m 以上となる場合には、次の式により受益面積（A）を割り引いて補助額を算出するものとする。

$$\text{補助額} = A \times 1 0 / L \times \text{補助単価}$$

附 則

この告示は、公布の日から施行する。